

【生活機能の強化】 ※ ○印については、平成24年度から取組

政策分野	施策	区分	施策に係る取組（事業）	連携市町						事業概要	甲「中心市」の役割	乙「連携市町」の役割	
				さぬき	東かがわ	土庄	小豆島	三木	直島				綾川
a 医療	1 医療を安定的に提供できる体制の確保	継続	(1) 遠隔医療ネットワークを使った連携			●	●	●	●	●	かがわ遠隔医療ネットワークを利用して、診療情報の交換、地域の医療機関相互の情報の交換、患者の受渡しなどを行います。	高松市民病院が、かがわ遠隔医療ネットワークに参加し、患者の受入、受入前後の治療の支援など、遠隔医療の支援医療機関として上記の事業に取り組みます。	・町立医療機関が、かがわ遠隔医療ネットワークに参加し、活用します。 ・区域内の医療機関に遠隔医療への参加と活用を呼びかけ、また、高松市民病院での治療が必要な患者の受渡しを円滑にできるよう努めます。
		継続	(2) 医療機関の整備推進等			●	●	●	●	●	・高松市が、高松市民病院および高松市民病院附属香川診療所を移転統合した新病院の整備を推進します。 ・高松市医師会看護専門学校と木田地区医師会附属看護学院が行う医療従事者の養成を支援します（費用は、人口に応じて負担します。）。 ・定住自立圏等民間投資促進交付金の対象事業を活用して、圏域の医療水準の充実に努めます。	・左記新病院の整備を推進します。 ・高松市医師会看護専門学校および木田地区医師会附属看護学院に補助金を交付します。 ・民間事業者が定住自立圏等民間投資促進交付金を利用して行う中心市街地の再開発ビルへのメディカルモールの活用を図ります。 ・民間医療法人が定住自立圏等民間投資促進交付金を利用して行う医療機器整備事業の活用を図ります。 ・直島町と連携して、民間事業者が定住自立圏等民間投資促進交付金を利用して行う通院環境整備事業（船舶）の活用を図ります。	・整備された新病院を圏域の中核病院として利用します。 ・三木町は、木田地区医師会附属看護学院に補助金を交付します。 ・直島町は、民間事業者が定住自立圏等民間投資促進交付金を利用して行う通院環境整備事業（船舶）の活用を図ります。
		継続	(3) 医療職員の交流等	○		●	●	●	●	・高松市民病院において、各市町立医療機関の医療職員に実地研修を行います。 ・この事業の対象となる医療職員とは、看護師、助産師、臨床検査技師、薬剤師、理学療法士等で、医師および歯科医師は含まれません。	周辺市町の医療職員に高松市民病院で実地研修を受ける機会を提供します。	高松市民病院から提供される機会を活用して、各市町立医療機関の医療職員が実地研修を受けられるようにします。	
	2 救急医療体制の確保	継続	(1) 救急医療体制の整備					●	●	●	・休日在宅当番医制および病院群輪番制の実施について支援を行います（費用は、人口に応じて負担します。）。 【初期救急医療体制】 ・休日・・・・休日在宅当番医制 ・夜間・・・・高松市夜間急病診療所 ・歯科医療（休日および平日夜間）・・・高松市歯科救急医療センター 【第2次救急医療体制】 ・夜間・・・病院群輪番制	・高松市医師会、木田地区医師会、綾歌地区医師会の行う休日在宅当番医制や高松市民病院等が実施する病院群輪番制を支援します。 ・高松市夜間急病診療所を管理運営します。 ・高松市歯科医師会の行う高松市歯科救急医療センターの運営を支援します。	高松市医師会、木田地区医師会、綾歌地区医師会の行う休日在宅当番医制や高松市民病院等が実施する病院群輪番制を支援します。
		継続	(2) 救急艇の活用			●	●	●			高松市が整備した救急艇「せとのあかり」（以下「救急艇」という。）を活用して海上搬送ネットワークを構築し、島しょ部の救急患者等の搬送を行います。	救急艇を土庄町、小豆島町、直島町の港まで出向させ、救急患者等を目的地まで搬送します。	救急患者等の搬送に、各町の医療従事者等が付き添うなど、適切かつ円滑に救急艇を活用します。
b 福祉	3 子育て支援および高齢者保護の充実	継続	(1) ファミリー・サポート・センター事業	○				●	●	・会員同士が地域において育児について相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」の事業を実施します。 ・ファミリー・サポート・センターは、幼児や小学生の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行います（費用は、対象児童人口に応じて負担します。）。	たかまつファミリー・サポート・センターを設置し、管理運営します。	・たかまつファミリー・サポート・センターの運営を支援します。 ・たかまつファミリー・サポート・センターの行う育児に関する相互援助活動を住民に周知します。 ・さぬき市は、さぬき市ファミリー・サポート・センターが実施する会員養成講座や援助活動について、住民が相互に利用できるよう対応します。	

政策分野	施策	区分	施策に係る取組(事業)	連携市町							事業概要	甲「中心市」の役割	乙「連携市町」の役割
				さぬき	東かがわ	土庄	小豆島	三木	直島	綾川			
b 福祉	3 子育て支援および高齢者保護の充実	継続	(2) 高齢者セーフティネットワーク事業	○				●	●	「高齢者セーフティネットワーク」を整備し、円滑な運営を支援します。	高松北警察署、高松南警察署、高松西警察署、高松東警察署、高松市各種関係団体等によるネットワークを整備し、連絡調整を行います。	・さぬき市は、さぬき警察署、さぬき市各種関係団体等によるネットワークを整備し、連絡調整を行います。 ・三木町は、高松東警察署、三木町各種関係団体等によるネットワークを整備し、連絡調整を行います。 ・綾川町は、高松西警察署、綾川町各種関係団体等によるネットワークを整備し、連絡調整を行います。	
		新規	(3) 地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護)広域利用事業						○	認知症対応型共同生活介護サービス事業所のない周辺町の認知症高齢者(若年性を含む。以下、この取組みについて同じ。)の方が、中心市の認知症対応型共同生活介護サービスを利用しやすくなるよう、中心市の制度運用を見直します。	直島町から中心市に転入された認知症高齢者の方が、円滑に中心市の認知症対応型共同生活介護サービスを利用できる制度運用とします。	直島町は、中心市の認知症対応型共同生活介護サービスの利用について、住民に周知するとともに、行政区域内でのサービス提供事業者の進出に努めます。	
	4 広域的な審査会の実施	継続	(1) 介護認定審査会業務の連携					●	●	●	介護認定審査会業務を連携して行います(費用は、件数等に応じて負担します。)	周辺町の介護認定審査会業務を受託し、処理します。	介護認定審査会業務を高松市に委託します。
継続		(2) 障害程度区分等審査会業務の連携					●	●	●	障害程度区分等審査会業務を連携して行います(費用は、件数に応じて負担します。)	周辺町の障害程度区分等審査会業務を受託し、処理します。	障害程度区分等審査会業務を高松市に委託します。	
c 教育	5 中学校総合体育大会等の連携	継続	中学校総合体育大会等の連携					●	●	それぞれの市町中学校総合体育大会、新人体育大会、駅伝競走大会を統一の「高松地区大会」として開催します。	・高松市教育委員会が、高松地区中学校体育連盟、高松地区中学校長会、三木町教育委員会および直島町教育委員会と共に高松地区中学校総合体育大会等を主催します。 ・大会の会場等として高松市の設置するスポーツ施設等の活用を図ります。	・三木町教育委員会および直島町教育委員会が、高松地区中学校体育連盟、高松地区中学校長会および高松市教育委員会と共に高松地区中学校総合体育大会等を主催します。 ・大会の会場等として三木町、直島町の設置する施設等の活用を図ります。	
d 産業振興	6 観光の振興	継続	(1) 観光プロモーション事業	○	○	●	●	●	●	●	・公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする観光プロモーション事業を行います。 ・観光プロモーション事業は、圏域のイメージアップや集客力を高める独創的な事業を公募し、公開プレゼンテーションを経て認定します。認定されれば、ホームページでのPRや補助金の交付が受けられます。	・公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの主たる出資者として、同財団を実施主体とする観光プロモーション事業を行います。	・公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの賛助会員等として、同財団の実施する観光プロモーション事業を支援します。 ・地域の特色を観光客誘致に活用します。
		継続	(2) 新たな観光プランの企画、販売等	○		●	●	●	●	●	・公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする「ぶち旅プラン(着地型旅行商品)」の企画・販売事業を行います。	・公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの主たる出資者として、同財団を実施主体とする「ぶち旅プラン(着地型旅行商品)」の企画・販売事業を行います。	・公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの賛助会員等として、同財団の実施する「ぶち旅プラン」の企画・販売事業を支援します。 ・特有の観光資源やイベントなど、地域の特色を観光客誘致に活用します。
		継続	(3) 国内外観光客向け情報発信事業	○	○	●	●	●	●	●	英語版のホームページを作成して圏域全体を対象とする内容での管理運営を行い、圏域内の観光情報等を国内外に発信します。	・英語版ホームページを作成するほか、圏域の魅力を発信するための取組を企画・実施します。 ・インターネット上の検索サイト(英語版)にリスティング広告を掲出して上記ホームページへ誘導することにより、閲覧者の増加を図ります。 注) 上記「英語版」については、平成23年3月から中国語版および韓国語版を加え、充実を図っています。	・高松市が実施する圏域の魅力を発信するための取組について、広報媒体を使用して広く周知するとともに、英語版ホームページを作成し、高松市の英語版ホームページとリンクさせます。 ・特有の観光資源やイベントなど、地域の特色を観光客誘致に活用します。
	継続	(4) イベント交流の促進	○	○	●	○	●	○	●	中心市および周辺市町の祭りや各種イベントなどにおいて、周知宣伝活動を行うとともに、相互交流に取り組みます。	周辺市町が実施する祭りや各種イベントなどの周知宣伝活動を行うとともに、相互交流を促進します。	高松市が実施する祭りや各種イベントなどの周知宣伝活動を行うとともに、相互交流に取り組みます。	

政策分野	施策	区分	施策に係る取組（事業）	連携市町						事業概要	甲「中心市」の役割	乙「連携市町」の役割		
				さぬき	東かがわ	土庄	小豆島	三木	直島				綾川	
d 産業振興	7 中心市街地におけるにぎわいの創出	継続	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく取組	○	○	●	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の、にぎわい・回遊性の促進を図るため、「商業・サービス業の高度化」、「回遊したくなる中心市街地づくり」、「定住人口の増加」を基本的な方針として、市街地の整備改善事業、商業活性化事業など50事業を実施し、業務機能や商業機能を主とした都市機能の強化を図ります。 ・中心市街地の活性化の目標として、「テナントミックス等による商業・サービスの魅力強化と効果の波及」「来街者の回遊促進」「魅力的な住宅供給による居住推進」を掲げています。 ・高松市中心市街地活性化基本計画期間は、平成19年度から24年度までの計画です。 ・次期計画を平成25年度から5ヵ年の計画期間で策定予定です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市中心市街地活性化協議会の活動を支援します。 ・高松市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地における中央商店街の活性化を推進します。 	整備された中心市街地の機能について、住民の利用向上を図ります。	
e その他	8 消防・防災体制の強化	継続	(1) 災害時の応援体制等	○	○	●	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時相互応援協定を締結し、大規模災害時に、次のような物資・労力等の相互応援を行います。 ・食糧、飲料水および生活必需物資の供給やその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材や物資の提供 ・救援活動に必要な車両や舟艇等の提供 ・被災者を一時収容するための施設の提供 ・被災児童、生徒等の一時受入 ・救援および応急復旧等に必要な職員の派遣 ・その他特に要請があった事項 	周辺市町と災害時相互応援協定を締結し、相互応援を行います。	高松市と災害時相互応援協定を締結し、相互応援を行います。	
		継続	(2) 香川県消防相互応援協定	○	○	●	●	●	●	●	消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定により締結されている香川県消防相互応援協定に基づいて大規模災害等発生時に相互に応援を行います。	周辺市町と締結している香川県消防相互応援協定に基づいて相互応援を行います。	高松市と締結している香川県消防相互応援協定に基づいて相互応援を行います。	
		継続	(3) 高松空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定					●	●	高松空港や圏域における航空機災害発生に際し、各市町の消防機関が空港事務所と協力して消火救難活動を行います。	周辺町と締結している高松空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定に基づいて相互応援を行います。	高松市と締結している高松空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定に基づいて相互応援を行います。		
		継続	(4) 消防業務の事務委託					●	●	消防組織法および消防法に定める周辺町の消防事務（消防団に関する事務、水利施設の設置、維持および管理に関する事務ならびに水防に関する事務を除く。）を高松市が受託し、処理します（委託者は、委託事務に要する人件費および物件費を負担します。）。	消防組織法および消防法に定める周辺町の消防事務（消防団に関する事務、水利施設の設置、維持および管理に関する事務ならびに水防に関する事務を除く。）を受託し、処理します。	消防組織法および消防法に定める消防事務（消防団に関する事務、水利施設の設置、維持および管理に関する事務ならびに水防に関する事務を除く。）を高松市に委託します。		
	9 一般廃棄物処理体制の確保	継続	(1) 一般廃棄物の処理業務						●	●	周辺町の一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）処理業務を高松市が受託し、処理します（委託者は、処理量等に応じて費用を負担します。）。	西部クリーンセンターの設置者として、周辺町からの委託を受け、同センターにおいて、周辺町の区域から生じる一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）の処理業務（収集、運搬および最終処分の業務を除く。）を行います。	区域内から生じる一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）の処理業務（収集、運搬および最終処分の業務を除く。）を高松市に委託します。	
		継続	(2) し尿処理業務					●	●	●	周辺町のし尿および浄化槽汚泥の処理業務を高松市が受託し、処理します（委託者は、処理量等に応じて費用を負担します。）。	周辺町からの委託を受け、周辺町の区域から生じるし尿および浄化槽汚泥の処理業務を行います。	区域内から生じるし尿および浄化槽汚泥の処理業務を高松市に委託します。	
		継続	(3) し尿貯留槽管理業務						●	●	●	国分寺し尿貯留槽の管理を綾川町が受託し、処理します（委託者は、量、人口等に応じて費用を負担します。）。	国分寺し尿貯留槽の管理を綾川町に委託します。	高松市からの委託を受け、国分寺し尿貯留槽の管理を行います。
		継続	(4) 一般廃棄物の埋立処分業務						●	●	●	高松市国分寺地区から排出される一般廃棄物を中間処理した後に生じる残さの埋立処分業務について、綾川町に委託し、処理します（委託者は、処理量等に応じて費用を負担します。）。	国分寺地区から生じる一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）を中間処理した後に生じる残さの埋立処分について、綾川町に委託します。	高松市からの委託を受け、国分寺地区から生じる一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）を中間処理した後に生じる残さの埋立処分を行います。

政策分野	施策	区分	施策に係る取組（事業）	連携市町						事業概要	甲「中心市」の役割	乙「連携市町」の役割	
				さぬき	東かがわ	土庄	小豆島	三木	直島				綾川
e その他	10 不法投棄の防止	継続	不法投棄対策事業の推進	○	○	●	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・相互に連携して不法投棄対策事業を推進します。 ・三木町、綾川町と高松市が共同で、各自自治体の境界線付近で不法投棄が多く見られる場所において、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施します。 ・土庄町、小豆島町、直島町と高松市が同一趣旨で、同時期開催による海岸線の不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施します。 ・さぬき市、東かがわ市と高松市が、不法投棄対策事業の実施方法などの意見交換や、事業実施の相互周知を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町との取組において、国、県、関係団体と連携し、地域住民と協働して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦などの圏域内における不法投棄対策事業を推進します。 ・さぬき市、東かがわ市は、高松市と連携して、不法投棄対策事業の実施方法などの意見交換や、事業実施の相互周知を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町は、地域住民と協働し、高松市と連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦などの不法投棄対策事業を推進します。 ・さぬき市、東かがわ市は、高松市と連携して、不法投棄対策事業の実施方法などの意見交換や、事業実施の相互周知を行います。

【結びつきやネットワークの強化】

政策分野	施策	区分	施策に係る取組（事業）	連携市町						事業概要	甲「中心市」の役割	乙「連携市町」の役割
				さぬき	東かがわ	土庄	小豆島	三木	直島			
f 地域公共交通	11 公共交通機関の利用促進	継続	公共交通機関の利用促進	○	○			●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカーから公共交通機関への利用の転換を誘導するパークアンドライドの推進を始め、利用者の利便性向上に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の移動手段として、レンタサイクル事業を行います。 ・圏域における公共交通の課題および利用者の利便性向上について、さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町と連携して継続的に調査し、効率的かつ効果的な公共交通機関の利用促進手法の検討を行います。 ・ことでん仏生山駅を始めとする交通結節点周辺のパークアンドライド駐車場整備を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さぬき市は、JR・ことでん駅周辺等でのパークアンドライド駐車場整備を主体に、公共交通機関利用促進に係る検討を行います。 ・東かがわ市は、JR駅周辺等でのパークアンドライド駐車場整備を主体に、公共交通機関利用促進に係る検討を行います。 ・三木町は、ことでん学園通り駅に近接する民間商業施設の駐車場の一部を、パークアンドライド駐車場として活用するなど、パークアンドライドの推進に努めます。 ・綾川町は、ことでん琴平線への新駅の設置、パークアンドライド駐車場整備および町営バスの高松市内鉄道駅への結節などを主体に、公共交通機関利用促進に係る検討を行います。 ・高松市と連携して効率的かつ効果的な公共交通機関の利用促進手法の検討を行います。
	12 海上交通の確保・充実	継続	海上交通の確保・充実			●	●		●	<ul style="list-style-type: none"> ・海上交通利用者の利便性の向上に取り組みます。 ・瀬戸内国際芸術祭（以下「芸術祭」といいます。）の開催に当たり、必要な交通手段の確保・充実に関する支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域における海上交通の課題および海上交通利用者の利便性の向上について、連携して継続的に調査し、効率的かつ効果的な海上交通の確保・充実の方策について検討を行います。 ・海上交通と接続する中心市街地の移動手段として、レンタサイクル事業を行います。 ・芸術祭の開催に当たり、高松・島しょ部間の海上交通を始めとする必要な交通手段の確保・充実に関して支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海上交通機関の乗継ぎの利便性の向上に取り組みます。 ・土庄町は、港湾施設周辺環境整備として、土庄港中央棧橋周辺の緑化整備事業を行います。 ・小豆島町は、25年度から26年度において、小豆島側の港湾環境整備として、駐車場、駐輪場および公衆便所を整備します。 ・圏域における海上交通の確保・充実に向けた調査、検討等を行います。 ・土庄町と小豆島町は、22年度から24年度において、「地域公共交通活性化・再生総合事業」として、実証運行（運航）に取り組みます。 ・直島町は、22年度において、宮浦港駐車場整備等を実施します。 ・芸術祭の開催に当たり、必要な交通手段の確保・充実に関して支援します。
g フラ整備	13 ブロードバンドの利用環境の向上等	継続	ブロードバンド利用環境の向上等	○	○	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信網の超高速化やICT利活用推進、電子自治体推進といった共通の課題について、情報交換、調査、検討等を行いながら、ブロードバンド基盤の効果的な整備を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺市町のブロードバンドの利用環境の向上に資する情報提供を行う等、調査、検討等を支援します。 ・圏域内のブロードバンドの活用について、情報交換、調査、検討等を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に即したブロードバンドの利用環境の向上のための技術、手法等を調査、検討します。 ・直島町と綾川町は、ブロードバンド基盤の効果的な整備を推進します。 ・圏域内のブロードバンドの活用について、情報交換、調査、検討等を行います。

政策分野	施策	区分	施策に係る取組（事業）	連携市町							事業概要	甲「中心市」の役割	乙「連携市町」の役割
				さぬき	東かがわ	土庄	小豆島	三木	直島	綾川			
h 地産地消	14 中心市街地における直売所の整備および活用	継続	(1) 中心市街地における直売所の整備および活用	○	○	●	●	●	●	●	中心市街地における中央商店街等への地場産品の直売所の整備等を支援し、圏域内の生産者との連携を図って、その活用に取り組みます。	中央商店街空き店舗活用事業補助、商店街振興組合等が実施する中央商店街の空き店舗を活用したにぎわい創出事業への一部補助などにより、中心市街地における中央商店街等への直売所の整備等を支援します。	直売所を活用した周辺市町の特産品等の販売を促進し、中心市街地に集う消費者による消費拡大を図ります。
		継続	(2) 特産品の周知宣伝等	○	○	●	●	●	●	●	様々な機会をとらえ、圏域内の特産品に関する周知宣伝活動を行います。	周辺市町の特産品等に関する周知宣伝活動を支援します。	各市町の特産品について、中心市の区域内での消費拡大につなげるための周知宣伝活動を行います。
i 住民と地域交流の促進	15 自然体験等を通じた住民の交流の促進	継続	自然体験等を通じた住民の交流の促進	○	○	●	●	●	●	●	自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、圏域内の児童・生徒等の参加を誘致します。	周辺市町が実施するイベントについて、中心市の住民に周知・啓発を行います。	自然体験等を盛り込んだイベント等を開催し、圏域内の児童・生徒等の参加を促進します。
j 文化芸術	16 文化的資産の活用	継続	文化的資産の活用	○	○	●	●				・高松市と土庄町、小豆島町は、菊池寛記念館、小豆島尾崎放哉記念館（尾崎放哉資料館）、壺井栄文学館の連携、活用に取り組みます。 ・高松市と土庄町、小豆島町は、文化的資産の活用を推進する連絡会を設置し、圏域内の文化的資産を調査、研究、把握します。 ・高松市と土庄町、小豆島町は、PR資料を作成し、関係資料とともに各館に置くなど、相互にPRに努めます。 ・高松市とさぬき市、東かがわ市は、圏域内の四国八十八箇所霊場および遍路道について、パンフレットへの掲載や・インターネット等により、情報発信を行います。	・文化的資産の活用を推進する連絡会を設置し、運営します。 ・文化的資産の活用を推進する連絡会で、連携する文化的資産のPR資料を作成して配布するなど、事業を推進します。 ・菊池寛記念館を始めとする市内や近隣の文化的資産を調査するとともに、土庄町や小豆島町の文化的資産との連携を図ります。 ・四国八十八箇所霊場および遍路道についての情報の取りまとめや、パンフレット、市ホームページへの掲載および配布により、情報発信を行います。	・土庄町、小豆島町は、小豆島尾崎放哉記念館（尾崎放哉資料館）や壺井栄文学館を始めとする土庄町、小豆島町の文化的資産を調査するとともに、高松市の文化的資産との連携を図ります。 ・土庄町、小豆島町は、文化的資産の活用を推進する連絡会の運営に参加します。 ・さぬき市、東かがわ市は、圏域内の四国八十八箇所霊場および遍路道についての文化財情報の提供や、パンフレットの配布、市ホームページへの掲載により、情報発信を行います。
		継続	文化芸術鑑賞機会等の提供 ※「文化芸術事業の出前公演」および「美術館学習」を含む	○	○	●	●	●	●	●	（こころの劇場） 高松市とさぬき市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町が、共同して文化芸術事業を主催し、圏域内の児童、生徒等を招待します。 （美術館学習） 高松市美術館において、圏域内の児童を対象とした美術館学習を実施します。 （デリバリーアーツ） さぬき市、直島町において、住民が気軽に文化芸術に親しめるよう、公民館などの住民の身近なところで優良な文化芸術の出前公演を行います。	高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）等を活用した文化芸術事業を企画立案、実施します。 これらの事業において、圏域内の児童、生徒等が入場料無料で鑑賞できる機会を作ります。 圏域内の児童、生徒等の招待について、周辺各市町に周知するとともに、全体の取りまとめを行います。	さぬき市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町は、高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）等を活用した文化芸術事業について、市・町内の児童、生徒等への周知を行い、鑑賞希望者数を取りまとめ高松市へ通知するとともに、鑑賞当日の引率等を行います。
	継続	瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施				●	●		●		瀬戸内国際芸術祭関連事業を実施します。	・芸術祭の会場の一部となる男木島に芸術祭のコンセプトに沿ったデザインの施設を整備し、交流の拠点等として活用します。 ・芸術祭開催期間中に、芸術祭の趣旨にかなう文化芸術事業を実施します。 ・芸術祭の開催年度以外の年度には、芸術祭の開催効果の持続に取り組みます。	・芸術祭開催期間中に、土庄町、小豆島町、直島町で芸術祭の趣旨にかなう文化芸術事業を実施します。 ・芸術祭の開催年度以外の年度には、芸術祭の開催効果の持続に取り組みます。
	継続	19 図書館サービスの提供	移動図書館の開設							●	高松市が、直島町へ市所有の移動図書館車を派遣し、図書の出貸・返却、リクエスト対応などの図書館サービスを提供します。	市所有の移動図書館車を派遣し、図書の出貸・返却、リクエスト対応などの図書館サービスを提供します。	移動図書館ステーションを設置するなど、移動図書館の利用に関し必要な対応を行います。

政策分野	施策	区分	施策に係る取組（事業）	連携市町						事業概要	甲「中心市」の役割	乙「連携市町」の役割	
				さぬき	東かがわ	土庄	小豆島	三木	直島				綾川
k その他	20 圏域情報の発信および共有化	継続	圏域情報の発信および共有化	○	○	●	●	●	●	●	各市町のホームページ、広報紙、印刷物等を活用し、圏域内で行われる参加型のイベント等について、圏域内外への情報発信と情報共有を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内の地域情報を集約して周辺市町に提供します。 市の各種広報媒体を活用して圏域内外へ地域情報を発信します。 圏域内の地域情報の発信および共有化に関し、総合的な推進と調整を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町ので地域情報を、圏域内の各種広報媒体掲載用として高松市に提供します。 各市町の各種広報媒体を活用して圏域内外へ地域情報を発信します。
	21 高松市屋島陸上競技場の活用	継続	高松市屋島陸上競技場の活用	○	○	●	●	●	●	●	高松市が再整備する高松市屋島陸上競技場（以下「競技場」という。）を圏域のスポーツ振興等の拠点施設として活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 競技場の設置者として、競技場を再整備し、管理運営します。 関係団体等と連携し、競技場において圏域内の住民が参加する競技会や各種イベント等を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体等と連携し、競技場において圏域内の住民が参加する競技会や各種イベント等を開催します。 競技会、各種イベント等への参加を始め、周辺市町の住民による競技場の施設利用を促進します。
	22 環境への配慮	継続	(1)環境学習の推進	○	○	●	●	●	●	●	環境意識の向上を図るため、環境ワークショップ等を活用し、環境学習を通じた圏域住民の交流を推進します。	圏域住民を対象に、環境ワークショップ等を開催します。	高松市が実施する環境ワークショップ等について、圏域内の住民に周知します。
		継続	(2)環境負荷の少ない自動車の普及促進	○	○	●	●	●	●	●	次世代自動車の優れた環境性能の情報提供などにより、環境負荷の少ない自動車の普及促進に取り組みます。	次世代自動車の優れた環境性能などに関する情報について、ホームページ等で発信するとともに、周辺市町に提供します。	各種広報媒体を活用して、次世代自動車の優れた環境性能などに関する情報を発信します。
	23 地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会の提供	継続	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会の提供	○	○	●	●	●	●	●	圏域内の児童、生徒等に地域密着型トップスポーツチームの試合観戦の機会等を提供します。	地域密着型トップスポーツチームの試合の観戦イベントを企画・実施し、圏域内の児童、生徒等を招待します。	地域密着型トップスポーツチームの試合の観戦イベントに、高松市と共同で、市町内の児童、生徒等を招待します。

【圏域マネジメント能力の強化】

政策分野	施策	区分	施策に係る取組（事業）	連携市町						事業概要	甲「中心市」の役割	乙「連携市町」の役割	
				さぬき	東かがわ	土庄	小豆島	三木	直島				綾川
1 圏域内市町の職員等の交流	24 職員の交流・人材育成等	継続	合同研修等の実施	○	○	●	●	●	●	●	圏域外から専門講師等を招へいするなどして合同研修等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 周辺町の職員に高松市が実施する研修に参加する機会を提供します。 必要に応じ、研修の講師として圏域外の専門家の招へい等を行います。 	高松市の取組を活用して周辺町の職員の能力および資質の向上を図ります。
m その他	25 大学等との連携	継続	取組事項の研究交流	○	○	●	●	●	●	●	圏域内の大学等（香川大学、高松大学、香川高等専門学校、徳島文理大学など）と相互に連携して、瀬戸・高松広域定住自立圏の取組事項等に関する研究交流を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内の大学等と連携協力して、取組事項等についての調査研究を行います。 その成果を取りまとめて、周辺市町や関係機関に周知します。 その成果を活用することにより、取組事項の効果的な実施を図ります。 	圏域内の大学等と連携協力して行う取組事項についての調査研究に協力し、その成果を活用することにより、取組事項の効果的な実施を図ります。
	26 市民活動団体等との協働	新規	協働企画提案事業	○	○	○	○	○	○	○	市民活動団体等の持つ専門性・先駆性・柔軟性などの特性を生かした企画提案型の事業を募集し、行政と市民活動団体等とが協働のパートナーとして、共通の目的を持ってひとつの事業を協働して実施することにより、一層の住民サービスの向上を目指します。	提案の募集、選考・採択した事業を実施することにより、市民活動団体等との協働を推進します。	協働企画提案事業について、市民活動団体等に周知するとともに、市町内の市民活動団体等の育成に努めます。